

令和3年第5回 飯塚市議会会議録第4号

令和3年9月9日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 9月9日（木曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。15番 田中裕二議員に発言を許します。15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

質問通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回は「飯塚市立小中学校における教職員の働き方改革について」、質問をいたします。初めに、飯塚市は令和元年に「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」を策定されておりますが、そのプラン策定の経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

文部科学省が平成29年6月に打ち出しました「学校における働き方改革」に関する総合的な方策を受け、中央教育審議会では平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申いたしました。文部科学省ではこれらの答申を受けまして、同年3月に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を各都道府県教育委員会等に通知いたしました。これを受け、福岡県教育委員会は平成30年3月に「教職員の働き方改革取組指針」を策定しており、本市におきましても、これらを踏まえ、令和元年12月に「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」を策定したところでございます。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、この飯塚市の働き方改革プラン策定の目的について、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」におきましては、2つの策定目的を掲げております。1つ目は、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること。2つ目は、教職員が授業づくりに注

力できる体制を整備するとともに「教職員が子どもと向き合う時間」を十分確保し、学校教育の質を維持・向上させることを働き方改革プランの策定の目的といたしております。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今2つの策定目的を示されましたが、その背景には、この働き方改革プランの「はじめに」というところがございますが、そこに記載されております、「教職員の働き方を見直し、教師は“魅力ある仕事”であることが再認識されることで、これから教師を目指そうとする人材の増加とともに、教師自身の士気も高まり、より良い教育活動の取り組みが期待できる」ということもあろうかと思えます。

それでは、教職員を取り巻く環境、これは以前と比べると大きく変化をしていると思いますが、どのような状況なのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

近年の学校は、学習指導等の充実に加え、不登校やいじめ問題等生徒指導上の問題や、特別な支援を要する児童生徒の増加など、解決しなければならない課題が複雑化・多様化しております。さらには、保護者や地域からの期待も大きく、学校の担う業務はかつてに比べ大きく増大をいたしております。また、世界中に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症拡大により、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら可能な限り学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していかなければならない現状でございます。このように本市ではこれらの複雑化・多様化・困難化した課題に向き合うため、体育会やクラスマッチ、学習発表会等の学校行事の精選、特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、コロナ禍によるスクールサポートスタッフの配置等の多様な人的配置の充実を進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

私はこう見えて教員の免許を持っております。そんなことどうでもいいかと思えますけれど、ですから当然、教育実習にも行きました。教生先生をしたこともございます。私が受け持ったクラスの教え子に飯塚市の職員の方もいらっしゃいます。わずか2週間の実習期間でございましたけれども、本当に生徒に遊んでもらったというふうな認識もございまして、本当に学校の先生はいいなと魅力を感じたのも現実でございます。しかし、近年の教員の方を見ると、本当に大変だなというのを実感いたします。私はとてなれなかったなと、そういうふうに思いました。ただいまの答弁でも、学校の担う業務はかつてに比べ大きく増大していると、このように述べられておりますが、それではこの改革プランの内容、どのようなものになっているのか、内容についてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

本プランは、先ほど申し上げました2つの策定目的を達成するために、4つの基本方針を設定いたしております。それらの基本方針は、まず「教職員が担う業務の精査及び適正化」、それから「学校を支える体制の構築」、3番目といたしまして「教職員の業務改善」、最後に4番目といたしまして「教職員の意識改革」、これら4つでございます。これらの基本方針に沿った具体的な取り組みを定め、計画的に働き方改革を推進していこうとするものでございます。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは、この働き方改革プランの計画期間と目標値、進捗状況についてお尋ねいたしますが、まず初めに、この計画期間を教えてください。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

本プランの計画期間につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間といたしております。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

それでは目標値についてお尋ねをいたしますが、どのような目標値を設定されているのか、また、その目標に対する進捗状況はどのような状況なのか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

本プランは4つの成果指標を設定いたしまして、それぞれの目標値につきましては、本プランを策定いたしました令和元年度を現状値といたしまして、計画最終年度である令和4年度までに4つの成果指標の達成を目指すことで本プランの実現を図っております。

まず1点目は、時間外在校時間数が月に80時間以上の教職員の割合をゼロにするということを目指しております。2点目は、仕事と生活の調和がとれていると思う教職員の割合が60%以上になるように目指しております。3点目といたしましては、働き方改革プランに掲げる取り組みによって、負担が軽減したと思う教職員の割合が70%以上になるように目指しております。最後4点目として、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にすることを目指しております。

進捗状況につきましては、今後データを取りまとめ、検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

この計画期間は令和4年度までということでの答弁でございますが、2年度からスタートしてもう1年半経過をしております。今の答弁によりますと、進捗状況については、今後データを取りまとめて検討するというごことですので、しっかりと検証していただきたいと思っております。

それでは、先ほど4点にわたって示されました。1点目に教職員が担う業務の精査及び適正化、2点目に学校を支える体制の構築、3点目に教職員の業務改善、4点目に教職員の意識改革、この4つの基本方針が示されましたけれども、具体的にそれぞれどのような取り組みをしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

具体的な取り組みといたしましては、先ほど申し上げました働き方改革プランの基本方針の通り行っております。まず、基本方針Ⅰの教職員が担う業務の精査及び適正化につきましては、まず学校における業務分担の見直し、それから運動部活動指導員及び外部指導者の配置や学校行事等のあり方の見直し等について取り組みを進めております。次に、基本方針Ⅱの学校を支える

体制の構築につきましては、まずチーム学校体制の強化、それから、事務職員の機能強化・学校運営への参画、その他、保護者・地域への広報活動の充実等について取り組みを進めております。基本方針Ⅲの教職員の業務改善につきましては、まず校務支援システムの利活用、それから教材の共有化及びデジタル化、学校閉庁の推進、調査・統計等の精選及び文書事務や部活動運営の見直し、教職員研修の充実と会議の効率化等について取り組みを進めております。最後４番目、基本方針Ⅳの教職員の意識改革につきましては、まず出退勤管理システムの活用、次に教職員のメンタルヘルス支援、最後に教職員のタイムマネジメント力の向上等について取り組みを進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

教職員の働き方改革の推進に向けて、いろいろな取り組みをされているようでございますが、飯塚市内の学校において、病気休暇をとっておられる教員がいらっしゃるかと聞いております。そこでお尋ねいたします。昨年度から本年度にかけて、どのくらいの教員の方が病気休暇をとっておられるのか、また、病気休暇をとっておられる教員が特定の学校に偏っていないか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

病気休暇を取得しております教職員数につきましては、具体的な人数は差し控えさせていただきますが、毎年数名の報告が上がってきております。しかし、特定の学校に偏って病気休暇をしているというような報告は上がってきておりません。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

具体的な数字を示されますと、いろいろ差しさわりのあると思いますので理解をいたしますが、今の答弁によりますと、病気休暇をとっている職員が毎年数名いるということでございますが、恐らく私が想像している以上の人数ではないかと、このようにも思います。また、特定の学校に偏っていることはないということでございますが、それではこの病気休暇をとられている職員の方の理由、どのような理由で病気休暇をとられているのか。これを把握されているのであれば教えてください。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

教職員が病気休暇を取得する理由といたしましては、負傷及び疾病による療養、生徒指導や事務的な仕事、学習指導、保護者への対応に対するストレス等によるものなど、理由はさまざまでございます。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今、病気休暇の理由をご答弁いただきましたが、その病気休暇を取得する理由の一つに、先生による、要するに教員同士のパワーハラスメントによるものがあるのではないかとと思いますが、学校内において、そのような教師によるパワーハラスメントがあるというような報告は上がっていないのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

先ほど申し上げましたが、病気休暇の理由として、ただいまおっしゃいましたパワーハラスメントが要因となっているといったような事案の報告はございません。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

パワーハラスメント、ちょっと長いのでパワハラと省略させていただきます。このパワハラを理由とした病気休暇の報告が上がっていないということでございますが、実際、先日、私は学校でのパワハラが要因となって病気休暇に至ったという教員の方から相談を受けました。さらに、パワハラをされている同じ先生からパワハラを受けて数人の方が体調を壊されたと、このような相談もいただいております。本人から報告が上がっていないというだけで、実際にはパワハラが行われていると私は認識をしております。教育委員会として、しっかり調査をしていただきたい。また、このような報告には上がっていないパワハラに対して、教育委員会としてどのように対応されるのか、考えをお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

教育委員会といたしましては、もしパワハラの相談、報告があった場合につきましては、職場におけるささいな事案も含めて幅広く対応し、適切に対応してまいりたいと考えております。まずは事実関係を確認するとともに、速やかに被害者に対する配慮ある措置を行います。さらに、事実関係の確認後、その行為者に対する措置を検討してまいります。いずれにいたしましても、パワーハラスメントにつきましては、その原因や背景となる要因を解消するために、再発防止に向けたさまざまな対策を進めてまいります。言うまでもございませんが、パワーハラスメントにつきましては、深刻でかつ繊細な事案でございますので、なかなか相談しにくく、表には出にくい事案でございます。そうしたことから、管理職、教職員みずからが、パワーハラスメントに対する正しい知識を持ち、パワーハラスメントを起ささないように注意し、例えば職場のメンバー同士でお互いの変化に気づき合える、また上司や先輩に相談しやすい風土づくりについて、研修などを通じまして、職員が職務に専念できる良好で明るい職場環境づくりを、今後とも目指してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

一般的にパワハラは上の立場の方が下の立場の方を攻撃するというところでございます。したがって、上司に相談をしてという答弁でございましたが、その相談もできない状況にあるというのも事実ではないかと思えます。先ほどの答弁でありました策定プランの目的に、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するということが挙げられておりますが、心身ともに健康で働くことができる環境づくりを初め、今後どのような対応をしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

教職員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するということにつきましては、これは喫緊に解決されなければならない課題として、大きく取り上げられるべきところでございます。そのために、「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」を着実に実行し

ていくとともに、これまでの取り組みに対する進捗状況を確認、また評価しながら、本プランの実現に向けて、よりよい対策を講じていく所存でございます。特に現在、全国的な課題でございます学校行事等の見直しや部活動指導の見直し等につきましては、保護者や地域の方にもご理解とご協力を賜りながら、ここは重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今回の私の一般質問の主眼、どこにポイントを置いているのかということ、教員によるパワーハラスメントについてでございます。先ほどの答弁で、病気休暇の理由が負傷及び疾病による療養、生徒指導や事務的な仕事、学習指導、保護者への対応に対するストレス等による疾病等ということだけであれば、ある意味理解はできますし、働き方改革プランどおりに推進をすれば、ある程度の改善は可能だと思います。しかし、教員同士によるパワハラが原因で体調を壊し、病気休暇の取得を余儀なくされた教員がいるというようなことは絶対にあってはならないと、そのように思います。我が国の学校における教員の役割、これは諸外国とはかなり違っているようにございますが、中央教育審議会の答申によりますと、我が国の教師は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、さまざまな場面を通じて、児童生徒の状況を総合的に把握して指導を行う。「全人格的」な完成を目指す、このようにされております。さらに、先ほど引用しました働き方改革プランの「はじめに」には、「子どもたちは一日の多くを学校で過ごし、最も身近な大人である教職員の姿を通して社会や未来を見ていく」と、このような記載もございます。パワハラをしている教員がどうして児童生徒の「全人格的」な完成を目指す教育ができるのか。また、子どもたちにどのような姿を見せるのか、大変に危惧をいたします。教育者である市長、この点についてはどのように考えておられるのか、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

本来、学校現場というものは、通常の職場と比べて、男女共同参画社会の実現、そしてパワハラの構造のない職場であります。なぜなら、学校の中は、共同で仕事をしなければ、先ほど申されましたような、子どもたちの将来の自立自立、そして「全人格的」な成長を期するという総合的な作業ができないからでありますし、職場としての縦の構造が極めて薄いところです。校長、教頭、そしてそれ以外は皆、一般職員でございます。市役所のように、特別職があり、部次長があり、課長があり、課長補佐がありという、縦系列の構造ではないところであります。それでも現実問題として、そのようなものがあるということでしたら、このことは職場の環境のみならず、子どもたちの教育環境にとっても非常にゆゆしきことでありますので、教育委員会としてもよりアンテナを高く張るとともに、客観的、そして合理的な事実確認に基づいて、確認と対応にぜひ当たってほしいというように思っております。

○議長（松延隆俊）

15番 田中裕二議員。

○15番（田中裕二）

今、市長からご答弁がございましたけれども、今の市長の答弁では校長先生がいらっしゃる、教頭先生がいて、あとは職員さんということですが、この職員の中にも先輩の職員の方、入ったばかりの職員の方がいらっしゃいます。当然先輩の職員の方、あれは同列だと言われますけれども、やはり先輩職員の方からパワハラを受けるというケースも当然あるかと思えます。そういった意味で考えますと、さっき言いましたように、実際私は相談を受けておりますので、あっているということは事実でございます。先ほど申し述べましたように、しっかりと調査をしていただきたい。これは学校任せにせず、教育委員会として調査をしていただきたいと思えます。

学校任せにしてしまうと、なかなか報告が上がってこないということもありますし、中にはひよっとしたら、校長先生がされているか、教頭先生がされているかということもあろうかと思えます。昔、青春ドラマによくありました。ヒーローの先生がいらっしやって、それをいじめる教頭先生、それにひつつきぼうのようにして、教頭先生と一緒にその先生をやめさせようとする動きがあるようなドラマがありました。これはドラマであります。ですから、実際にはこういうことが起こっては、絶対ならないと思っておりますので、しっかりと、先ほど言いましたように教育委員会として調査をしていただき、適切に対応していただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。5番 金子加代議員に発言を許します。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

本日の一般質問は、「子どもの人権尊重と『最善の利益』の実現について」、「飯塚市職員の働き方について」、「白旗山メガソーラーについて」、質問させていただきます。

なお、2番の2-2、「女性の働き方について」、また、「全ての職員の働きやすい環境について」は取り下げさせていただきます。しかし、この質問をする中で打ち合わせをさせていただきました。特に、女性の働き方、また、全ての職員が働きやすい環境についてお話を聞いたところ、さまざまな職員の大変さがわかってきました。

特に私は、3番のことについて申し上げさせていただきます。新型コロナウイルス感染症のために発生した時間外勤務についてお伺いしたところ、コロナ対策にかかわる各種給付金事業及び経済対策を含めまして、令和2年度では、職員の方は総時間が8630時間、1月当たりの平均時間が約720時間となっており、また、令和3年4月から7月までの新型コロナウイルス感染症対策にかかわる時間外勤務の総時間数が4415時間、1月当たりの平均時間数が約1104時間となっているという、衝撃的でした。令和2年が720時間、それが4月から7月までの間に1100時間という、かなりの労働時間を強いられているなというふうなことがよくわかりました。市民の方も大変ですが、職員の方もさらに大変な時間を過ごされているなということをつくづく感じました。私たち議員もそうですが、職員の方が体を壊されることが、一番市民の方には迷惑になりますし、大変な状況になりますので、しっかり頑張っていってください。本当にいつもありがとうございます。

それでは質問させていただきます。まず1つ目の質問です。「子どもの人権尊重と『最善の利益』の実現について」です。昨日、同僚議員が一般質問でヤングケアラーについて取り上げられました。大変心が痛くなるような質問でした。これは子どものことにかかわる質問で、市民である子どもたちが伸び伸びと豊かな時間を持てるよう、私も質問させていただきます。

21世紀は人権の世紀と言われていています。1世紀前、20世紀に人類は2度にわたる世界大戦を経験し、平和のないところに人権は存在し得ない、人権のないところに平和は存在し得ないという大きな教訓を得ました。人権の世紀という言葉には、全ての人が人権を尊重され、幸福を実現できる時代にしたいという全世界の全ての人の願いが込められています。しかしながら、国内外ともに状況は大変厳しいです。アフガニスタンの問題、暴動、ヘイトスピーチ、DV、殺傷問題、先ほど言われましたセクハラ、パワハラなど、人権を踏みにじる行為が繰り返されており

ます。子どもを取り巻く状況を見ても、ヤングケアラーを初め、いじめ、虐待、生理の貧困、食の貧困といった子どもの命や基本的人権を脅かされるような状況があります。実際に本市では3児童が虐待で亡くなったことを私は忘れることができません。恐らくこの議場にいる全ての方は忘れることはできないでしょう。安心して健やかに育つ権利を有する子どもたちの人権について、私たち全ての大人は改めて考え、子どもたちを守る必要があります。そこで質問です。本市では、子どもたちの人権を守るための市独自の条例や計画はどのようになっていますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

まず最初に、条例でございますが「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」がございます。第3条第1項で「全ての子どもは、愛され、安全で安心な環境で適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」としております。次に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」では、子どもの人権に限ってはおりませんが、第1条で「部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。」といたしております。

次に計画でございますが、第2次飯塚市総合計画では、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを推進するといたしております。また、飯塚市人権教育・啓発基本指針におきましては、子どもに関する不安、悩みの解消など、子育ての支援、子どもの人権を保護するため、関係機関が連携した体制整備、有害広告物や有害情報から子どもを守る取り組みの推進、保護者等に対する人権意識の涵養、「豊かな心と生きる力」を育む、きめ細かな教育を進めていくといたしております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

本市では、全ての子どもが持っている権利について、飯塚市の子どもをみんなで守る条例でうたわれていることはわかりました。また、人権教育・啓発基本指針でも、子どもの人権を保護するために関係機関が連携した体制整備をすることが、明記されていることがわかりました。では、先ほど言われた、飯塚市の子どもをみんなで守る条例の第5条に、啓発活動というような内容がございます。市の責務として第2項「市は、子どもの人権、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」というような記述があります。この啓発活動について、実際にどんなことを行われているのか、教えてください。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

啓発活動といたしましては、子どもの人権を守ることを目的とし、主に児童虐待に関する啓発活動を行っております。令和元年度は複数のショッピングセンター等で街頭啓発活動を実施し、さらに弁護士を講師に迎え、子どもの虐待防止講演会を開催しております。令和2年度におきましては新型コロナウイルスの影響により、街頭活動等の実施を縮小いたしておりますが、学校保育現場における児童虐待の早期発見及び対応についてをテーマに、保護司、小中学校の教頭先生、私立保育園職員を対象に複数回研修会を実施しております。また、市のホームページにて、児童虐待防止に関する広報などを行っており、現在、子どもの人権、権利擁護の啓発につきまして、ホームページに掲載する準備を進めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

ホームページに子どもの人権について準備があるということは大変うれしい情報でした。この飯塚市の子どもをみんなで守る条例をよく読んでみますと、児童福祉法の第1条、2016年に改正されたものと大変よく似ていることに気づきました。第1条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」というように、かなり似通っているなど。恐らく、この児童福祉法の精神が、この虐待の条例に盛り込まれていると私は考えました。ぜひ子どもを中心に置いて、子どもが愛され、保護されていることを、子ども自身が気づけるような体制が必要なのではないかと思いました。

そこで質問です。本市では、子どもに関する窓口はどこの課が所管をされておりますか。私が調べたところ、かなり複数あると思いましたので、その全てをお答えください。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

本市の子どもに関する相談窓口でございますが、まず、子育て支援課では家庭児童相談室が「子どもなんでも相談」を行っております。また、市内5カ所の子育て支援センターでも相談を受け付けております。そのほかに、少年相談センターにも、青少年に関する相談窓口を設けております。また、妊娠期及び乳幼児期の相談につきましては健康保健課、子ども医療費等の窓口につきましては医療保険課、障がいのある子どもの相談窓口は社会・障がい者福祉課、人権相談員による相談につきましては人権・同和政策課、小中学校につきましては教育委員会が窓口となっております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

それでは今、たくさんの課があっているということなのですが、その中で子ども自身が直接相談できる窓口や相談事業はありますか。また、その相談件数について教えてください。できれば件数や内容について分析されていることがあればお示しください。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

まず、子育て支援課でございますが、子どもなんでも相談と少年相談センターで子どもからの相談を受け付けております。子どもなんでも相談については令和2年度で80件、令和3年8月まででは23件の子どもに関する相談を受け付けておりますが、子どもが直接相談した事例は残念ながらございません。現在の子どもなんでも相談につきましては、子ども自身からの相談を受け付けることもできる窓口であることの周知の方策、また、窓口が子どもたちの行きやすい場所にあるのかなど、子どもの視点に立った窓口の設置が求められているものではないかと考えております。

少年相談センターにつきましては、令和2年度で4件の相談を受けており、これは全て大人からの相談でございました。令和3年度では現在2件の相談を受けており、この2件につきましては、同じ子どもさんですが子ども自身が2度相談に来ており、センターは市の家庭児童相談室に引き継ぎ、支援を行っているところでございます。少年相談センターでは、対象となる少年のほとんどが学生であることから、学校がまず相談の窓口となっているのではないかと、そのように分析しております。

社会・障がい者福祉課では、主に障がい児に係る福祉サービスに関する相談を受けておりますが、直接子どもからの相談を受けた事例はございません。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

人権・同和政策課では、人権相談員による人権相談がございますが、直接、子どもさんからの相談を受けた事例は現時点ではございません。また、飯塚市の所管ではございませんが、飯塚市の子どもたちが直接相談できる事業といたしましては、法務局所管の人権擁護委員による「子どもの人権SOSミニレター事業」がございます。相談件数につきましては、令和2年度が20件、令和3年度が現在のところ10件と聞いております。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

子どもが直接相談できる相談事業といたしましては、福岡県公立学校スクールカウンセラー等配置事業と、本市独自で行っております飯塚市スクールカウンセラー等配置事業がございます。県の事業につきましては合計10名が、また飯塚市の事業につきましては5名のスクールカウンセラーに対応していただいております。曜日によって担当を割り振っておりますので、いつでも対応ができるようにしております。その他にも県の事業といたしまして、電話で相談できる「子どもホットライン24」や「24時間子供SOSダイヤル」、ラインで相談ができる「児童生徒の悩み相談窓口」などもございまして、それぞれ児童生徒にチラシなどが配布をされております。また学校内では毎月、児童生徒へアンケートを実施し、気になる記述がある場合につきましては、教師が面談を行うなど、悩みを相談できる体制を整えております。

相談件数につきましては、令和2年度は福岡県のスクールカウンセラー等配置事業での児童生徒、保護者からの相談件数は1677件ありました。また、飯塚市スクールカウンセラー等配置事業での相談件数は775件でございました。相談は電話相談や来所による面談が多く、相談者は児童生徒が72%、保護者が28%の割合となっております。児童生徒みずから相談した相談内容といたしましては、学業・進路に関する相談が17%、学校への登校に関する相談が16%、心身の健康・保健に関する相談が16%、友人関係に関する相談が9%と、4つの相談内容が大半を占めております。

スクールカウンセラーへの相談件数が年々増加傾向にありますのは、カウンセリングの有効性を保護者、児童生徒が認識をいたしまして、相談者にとって敷居が低くなったことにあるというふうに考えております。学校側がカウンセリングの有効性を児童生徒や保護者に説明をすることで、気軽に相談できる状況をつくり出してきたこと。また、県や市の事業で相談体制を整えてきたことに原因があると考えております。

個々の相談内容につきましては守秘義務もございまして、全ての情報は共有できておりませんが、学校側としては児童生徒の様子を確かめながら対応をしております。しかし、重要案件に関しましては、学校、関係機関等と情報共有を行いまして、連携を図りながらしっかりと対応をしております。ケースによりましては、追跡調査の実施やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、教育委員会の学校訪問による指導助言などを行っております。以上のことからスクールカウンセラーを活用することで、児童生徒のさまざまな悩みや不安などの問題に対して、早期解決を図り、本市の児童生徒は全体的に落ちつきのある学校生活を過ごすことができているというふうに分析をいたしております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

福祉部、市民協働部、教育部の3つの部にまたがって、子どもの相談窓口があるということでした。しかし残念ながら、窓口があっても子ども自身が相談するところはないという現状もはっきりわかりました。その中で、特に学校が頑張っているなというのが私の印象です。スクールカウンセラー、県が1677件、市が775件、そのうち子どもが72%の相談があっている。またそれが敷居が低くなったことで相談がふえているんだというお話がありました。また、内容に関しても、スクールカウンセラー等は個人的なことなので、それをみんなで共有することは難しいということでしたが、個人的なことというのは、社会的なことにつながっていると思います。一人一人のことを丁寧にやっていくことも重要ですが、どんな傾向があって、飯塚市にはどんなことが起きているのか。子どもは学校だけではなく、地域や家庭の中で過ごします。どんなことが起きているのかをしっかりと分析する必要があると思いました。

それで、スクールカウンセラーの広報についてなのですが、チラシが飯塚市でもございます。また、ホームページでも見るができます。その内容を確認させていただきますと、ちょっと私からすると、子どもが見るには少し難しい漢字が書かれているのではないかなというような気がしました。もう少し子どもが見ても、相談してみようというような内容に変えていただければというふうに思いましたが、また、小さな字で学校の管理職の先生を通じてご連絡を、予約をとってくださいというような文言がありました。まず、相談の経路について確認したいと思いますので、お答えをお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

通常のカウンセリングの流れといたしましては、ご指摘のとおり、子どもが担任の先生等に相談をいたしまして、その後、教頭先生あるいは校長先生を通じまして、カウンセリングにつなげていくという流れでございます。ただいまご要望がございました、子どもから直接カウンセラーへの予約と申しますのは、カウンセラーの先生方も多数の相談件数を抱えた上で、限られた日数で真摯に取り組んでいらっしゃいますので、できるだけフィルターを通さずにカウンセリングにつなげていきたいという思いはございますが、時間的な制約や相談件数的にも、なかなか思いどおりにならない現状がございます。また相談の内容によっては、各機関が連携をして対応するケースもございますので、例えば先ほど申しましたように、県の事業といたしまして、直接学校以外に悩みを相談することができる窓口といたしましては、「ヤングテレホンいいづか」や「子どもホットライン24」、電話による相談の窓口もございます。ラインを通じた相談の方法とかもございますので、あらゆるツールを使って、子どもたちが気軽に相談できるような方法も考えてまいりますので、一つの方法に限らずいろいろな方法を子どもたちにも今後、周知をいたしまして、その結果、重要な案件につきましては、スクールカウンセラーからいろいろな関係機関につないでまいります。連携を強化することで子どもたちとスクールカウンセラーとをつないでいきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

先ほどの同僚議員の学校の先生の働き方の中でのパワハラと、私はちょっと似ているところがあるなと思って聞いていたのですが、相談というのは特に上の人には言いにくいということがよくあると思うのです。子どもたちも一番身近な親には言いたいけれど、親には言えなかったり、担任の先生に言いたいけれど、担任の先生にはどうしても言えないことというのが実際あると思うのです。だから見えにくい。暴力というのは見えにくいと思います。だからこそいろいろなツールを使って、子どもたちというのは、社会的な力が大人よりありません。ですから、その辺をすくい上げる網をたくさん持ってほしいというのが私の気持ちです。

では先ほど、福岡県の事業として、「子どもホットライン24」や「24時間子供SOSダイヤル」など、またラインを使って相談できる「児童生徒の悩み相談窓口」があるということでしたが、私がちょっと最近調べたところ、「福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口」というのがありますが、これについては周知されているでしょうか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

周知しております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

特に子どもは最近、ネットからのトラブルが多いというふうに聞きますので、ぜひ活用していただければと思っております。

そのいろいろな県の事業に関して、チラシなどを使って周知されているということですが、子どもたちからの相談の件数等の報告はあるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

事案ごとの県からの報告はございませんが、ただし、生命に関する事案、それから危険事案等、例えば自殺予告などは、相談者の話の内容をもとに県下の教育委員会への照会がされるケースもございます。また、相談者が匿名ではなく学校名や名前がわかっているケース、相談者の了承を得た場合等につきましては、必要に応じまして、可能な限りの情報を委員会を通しまして、各学校へ情報提供をすることもございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

また、学校、特に小中学校では定期的に児童生徒からアンケートをとって、悩みや相談に対応しているということですが、その取り組み内容について、お答えください。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

学校では必ず月に1回以上アンケート調査を実施するようになっております。また、無記名でのアンケートも各学期に1回は必ず実施するようになっております。アンケートは複数の職員が確認することで、1人の教師の問題の抱え込みや見落としを防ぐようにしております。特に、気になる記述があった場合につきましては、職員間で問題を共有し、児童生徒への聞き取りや家庭訪問などを行うようにいたしております。なお、タブレット端末導入後は、これを活用いたしましたアンケート調査を導入している学校もございまして、少しずつレベルを上げていこうというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

学校ではいろいろな相談をされて、またアンケートをとったり、また県の事業を活用されたり、またスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用して、いろいろな子どもとの相談ができていたということでした。では実際、その取り組みを通して、子どもの現状についてはどのように考えられているのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

御承知のとおり、現在の子どもが抱える悩みは多種多様でございまして、学校だけでは解決できない事案も増加しております。心の問題の原因が家庭の経済的困窮や児童虐待など、家庭環境や生活環境に原因のあるケースもございます。そのような場合、法律や福祉制度の専門家であるスクールソーシャルワーカーが学校やスクールカウンセラー、福祉に係る関係機関等と連携をいたしまして、子どもや保護者に対する相談活動を行います。教育委員会といたしましては、これまで以上に連携体制を強固にすることで、教育委員会といたしまして、これまで以上に事案の解決のために取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

学校とは本当に大変なところなのだろうと思います。同僚議員が先ほどのお話で、働き方について述べられておりましたけれど、子どもの環境を整えるということは学業だけではなく、いろいろなことをしなくてはいけない。その中で、またこの子どもの心、特にコロナ禍でやっていくというのは大変な事業で、簡単に連携というけれど、並大抵のものではないというふうに私は考えます。

それで教育委員会は大変よくわかりましたが、先ほど答えられた福祉部、また市民協働部に関しても、もう少し学校の中の子どもに近づくような方法を考えることが大切なのではないかなというふうなことを考えました。

では、教育委員会以外の窓口で子どもが直接相談できる体制が整っていないのですけれども、この相談の体制ということについて、私はもっともっと強化することが必要だと思いますが、どのような手段で検討されていくのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

質問議員がおっしゃるとおり、子どもが直接相談できる体制が整っているかと言われれば、福祉部に関連する部署において、それが整っているとは言いがたい状況でもございます。全ての子どもが笑顔で暮らせるまちになるためには、子ども自身が困ったときに相談できる窓口が必要であると認識しておりますので、今後、子どもを中心に考え、子どもが利用しやすい相談体制の検討が必要であると、そのように考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

子どもを中心に考え、子どもが利用しやすい相談体制というところが、私はやはり一番大切だと思います。学校はそもそも先生と子どもがいるところだから、当然いつもいるから信頼関係ができやすいのだと思います。しかし、福祉部や市民協働部は子どものところに行くのが遠いのだと思います。私はある支援団体から聞いたことがあるのですけれど、ある支援をしようと思うときには、衣食住が大切なだけでなく、それにもう一つ大切なものは関係性だと言われています。人と人をつなぐこと、そしてその関係性のつなぎ方を伝えることが何より大切だというふうに言われています。ぜひ、学校にはたくさんの子どもがいます。だけれどもそこに近づいていって、その関係性をつくっていただくよう、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、少年相談センターの人が答えたのが、私はちょっとショックだったのですけれど、学校が窓口になっていただいているという言葉は、私はやはり学校の先生にとっては大変きつい

のではないかと、確かに少年相談センターの方がおっしゃるとおりだと思いますけれども、学校の先生は本当に一生懸命やっている。だけれど、私の知り合いの子どもがあるちょっと厳しい状況にいたときに、「学校の先生に相談したのか」と私が聞いたのです、かなり厳しい状況だったから。そしてその子は、学校のことだったら相談できるけれど、学校以外のことではないから相談しなかったと言ったんです。私は本当にちょっと衝撃的で、学校の先生はいつも相談していいよと言っていると思います。たくさん研修もしている。だけれど、子どもたちにとって、30人も40人もいて、忙しそうな先生に向かって、僕の話聞いて、私の話を聞いてとか、学校ではないところの話を持っていくのは相当大変なのです。そこをやはりしっかり考えていただきたい。そうして、こうやって窓口を持つことが、いろいろな子どもたちの命を守ることにつながることだと思っています。

では、連携体制についてお尋ねいたします。来年度設置を予定されています子ども家庭総合支援拠点について、子どもの立場になって連携体制をつくっていただけるのかなと思っていますが、子どもに関する部署や関係機関と緊密に連携していただきたいというふうに思っております。では、その支援拠点の組織体制はどのようになっているのか、教えてください。

○議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

子ども家庭総合支援拠点につきましては、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にしておりますので、その支援対象範囲は非常に大きなものになります。支援拠点設置の目的をしっかりと認識した上で、現状の支援体制を洗い直し、関係課及び関係機関が横断的に連携することで、その機能を十分に発揮できる体制づくりを目標に、組織の構築に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

ぜひ現在の支援体制を洗い直して、横断的に連携できる体制をつくっていただきたいと思っております。

あと、私がちょっと紹介させていただきたい自治体の取り組みがあります。それはすぐ近くの宗像市です。宗像市には「子どもの権利相談室『ハッピークローバー』」というのがあります。これは直接子どもが相談できる場所で、宗像市は2012年に子ども基本条例が制定されています。そしてそのハッピークローバーというのは公的第三者機関で、子どもの市民権利侵害からの救済や回復を支援しております。経費的にも、人件費は子どもの権利相談員の3人と救済委員の3人で約1千万円ということでした。ハッピークローバーの活動報告で私が目を引いたのは、活動が電話や市役所での相談だけではなく、アウトリーチです。学校での「なんでも相談コーナー」、「お手紙相談コーナー」、そして「遊びコーナー」というのがあるのです。「遊びコーナー」には多くの子どもたちが立ち寄って相談件数は638件。相談件数だけでも638件です。そして、軽い相談内容からかなり深刻なものもあるとのこと。ぜひ調査をしていただいて参考にいただければと思っています。

また、本当に子どもを取り巻く状況は大変厳しいです。簡単に今、取り組むことはできない。だからこそ、社会福祉士や臨床心理士、そして弁護士という人たちが必要になってくると思います。来年度設置の子ども家庭総合支援拠点には、ぜひその辺も検討いただきますようお願いいたします。

それからまた、何でこの宗像市がしっかりその体制ができるのかと私も考えました。やはり子どもの基本条例が実践的であること、これが強いのではないかと思いますので、ぜひ飯塚市も宗像市のように、子どもの権利を守れる条例をつくっていただくよう要望いたします。

では次に、「飯塚市職員の働き方について」、障がいのある人の雇用についてお尋ねいたします。昨年4月に飯塚市障がい者活躍推進計画が策定されました。その概要についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市障がい者活躍推進計画につきましては、障がい者雇用率の達成と障がいのある職員の活躍のための体制整備や、各種取り組みを進めることを目的に、令和2年4月に策定をいたしております。本計画におきましては、障がい者雇用に関する課題、採用に関する目標、障がい者の活躍を推進する体制整備等の取り組み内容を主な柱として明記しており、障がいのある職員が働きやすい職場づくりを目指して推進しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

この計画について内容を見ましたけれども、もう少し丁寧な説明とか組み立てが必要だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本計画につきましては、国からの通知をもとに策定いたしましたものでございますが、計画に記載すべき事項は踏まえつつ、議員ご指摘の点も参考にしながら、必要に応じて改訂等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

そしてまた、取り組み内容が重要ですが、いろいろな推進体制がつくられております。しっかり取り組みをお願いしたいのですが、計画の中で障がいのある職員の個々の意見を聴取するよう記載されている部分がありますけれども、実際に障がいのある職員が何名いらっしゃるのか、またその意見の聴取の方法と結果、その対応についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

当該職員につきましては、現在のところ26名でございます。意見聴取の方法でございますが、障がい者雇用促進チームにおいて協議を行い、国や先進市の事例を参考にアンケート項目を設定し、令和2年12月に障がいのある職員を対象とし、設問に対し、「満足、やや満足、どちらでもない、やや不満、不満」の5つの中から選択する方式による調査を行っておりますので、その結果の主なものについてもあわせて回答させていただきます。「市役所に就職し、現在働いていることについての全体の評価」につきましては、「満足、やや満足」と回答した割合は80%。「現在の作業環境（相談のしやすさ、相談方法の周知など）」につきましては、「満足、やや満足」と回答した割合は80%。「勤務する上での障がいへの配慮（障がいの特性に合った業務分担・業務指示、通院への配慮、勤務時間の調整）」については、「満足、やや満足」と回答した割合は75%となっております。また、「その他自由意見」といたしまして、職場全体で配慮すべき点における共通意識の醸成、ハード面に関することや個々の状況に応じた配慮について意見をいただいております。対応につきましては、比較的容易に対応できるものもあれば、そうでないものもございまして、それぞれの職員が働きやすい環境になるべく対応できることから進め

てまいりたいと考えております。また、アンケートとは別に各所属を通じた相談により、座高の高い椅子の配置などに対応して、職場環境改善を行った事例がございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

さまざまな対応をされていることがいいなと思います。私も時々、障がいがあるのではないかとと思われる方に会っているのですけれど、とてもこやかにされているのがとても印象的で、どうですかと聞いたら、働きやすいですよというようなこともいただいて、とても気持ちいいなと思っていました。しかし、障がいといってもさまざまな障がいがあります。知的障がいのある方、精神障がいのある方、また重い障がいのある方もいらっしゃいます。この計画にはこれらの障がいのある方の採用に努めるとありますが、どのような取り組みをされておりますか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

現在本市におきましては、障がいのある方の働く場を確保し2年間の任用期間を経て、一般企業への就業を目指すことを目的とした本市独自のチャレンジ雇用を実施しており、会計年度任用職員として障がいのある方を雇用いたしております。選考方法に当たりましては障がいの区分は設けず公募し、面接前には配慮事項を聞き取り、必要に応じ就労支援機関の職員等の同席、筆談による面接などを実施いたしております。職務の選定につきましては、障がいのある方が担っていただける業務の洗い出しのため、専門的な知識を要しない事務や作業について、全ての部署に調査を行い、業務の選定を行っております。定型的な主な業務といたしましては、郵便物の各部署配付ボックスへの振り分け作業、特殊郵便の受付業務、庁舎に設置いたしております廃油とペットボトルキャップの回収作業などとともに、各課からの依頼に基づき郵便物の封入作業、配付物の丁合い作業やアンケートの入力作業などを行っております。それらの作業を行うに当たって、雇用された方が日々の業務が把握できるよう週間スケジュールを作成し、情報を共有するとともに、業務において悩み等があれば、人事課において相談を受け、就労支援機関等と連携を図るなどの体制整備を行っております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

チャレンジ雇用というのがあるということで、大変私も心強く思いました。では、この計画を推進するに当たっていろいろ取り組まれているようですが、この課題はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

身体に障がいのある方に限らず、知的障がいのある方や精神障がいのある方など、障がいの種別を問わず活躍できる場を拡大することや、障がいの特性や程度、能力等を踏まえた職務の選定や働きやすい職場環境づくりの促進、組織体制の整備・強化が目下の課題であると考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

これもやはり上下関係というか、力の関係がすごくあると思うのです。幾ら整備していると言っても、やはり障がい者の人たちからするととても言いづらい。このくらいちょっと頑張っつけ

ばいいかなと思って、言わなかったりすることがあると思います。車椅子に座ってみたらわかるのですけれど、目線がぐっと下がります。そのときに、自分たちでは気づかないような、通路とか物が当たったり、立っていたら物が当たりにくかったりするのだけれど、座って、車椅子で通るとかなり目線が下がって物に当たりやすくなったりする。でも自分だけ我慢すればと思っている方も実はいらっしゃるのではないかと思っています。市役所は比較的通路は広いです。だけれどよく見たら、市民の方が通るところはすごく通りやすいのだけれども、恐らく車椅子が通りやすい。だけれども、その机の向こう側というのが、よく見たら事務用品がたくさん置いてあったり、聞いてみると机が固定されてあって、物が動かしにくい状況だったりするという事も聞いております。ぜひ、工夫をされて、いろいろされていると思うのですけれども、もう一手間というか、本当にこの人は大丈夫かなというのを、それぞれ見ていただければというふうに思っております。

それでは、最後に「白旗山メガソーラーについて」お尋ねいたします。8月に大雨が降りました。それで8月13日からの大雨時に、アサヒ飯塚メガソーラーの幸袋側のA調整池と言われるところ、また、けやき台入り口のB調整池と言われるところ及び新相田団地の住宅付近の状況についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

8月13日からの大雨時のA調整池付近の状況につきましては、A調整池の下流部に当たる中地区において、水路からの泥水流出が発生しており、8月14日に現場確認を行い、福岡県に対し、情報共有を行った上で、福岡県による現場確認と事業者への対策指導を行うように要請を行っております。

次に、B調整池付近の状況につきましては、水路に流入する水量は増加しておりましたが、泥水流出などは発生しておりませんでした。

次に、新相田地区の住宅地付近の状況につきましては、隣接する開発地内において、小規模の土砂崩れが発生しております。土砂崩れを発見した8月16日当日に福岡県に対し、情報共有を行った上で、福岡県による現場確認と事業者への対策指導を行うように、複数回にわたり要請を行っているところでございます。また、当該箇所の隣接地の所管課におきましては、進入禁止のロープを張り、注意喚起を行った上で、二次被害の防止に努めております。今後も定期確認を行いながら、県との情報共有を密にし、福岡県に対し指導監督の徹底をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

この質問は同僚議員も質問をされましたが、8月13日のときは本当に心配したと思いますし、何よりそこに住んでいる方たちは本当にいたたまれない状況だったと思います。私が知っている方は、もう雨が降ったら靴をメガソーラーがある反対側に置いて寝るんだ。そうしないと安心しないということも言われておりました。市長も行かれたという話だったのですけれども、本当に胸が詰まる思いです。ぜひしっかりと検討していただきたいなと思っていますが、どんどん、やはり工事が進むにつれ、恐ろしいという感情、森林法の第10条でと言われましたが、不安をかき立てられるのです。初めは見えなかったから、すぐ近くの人しか怖いと思わなかった。しかし、今はかなりの状況が広がっているのではないかと思います。まずは、新相田地区のところにもしっかりとした対策をした上で、また今度は水路についてもしっかりと対策していただけたらと思っておりますが、水路については何か確認されておりますか。ノーバル・ソーラーとアサヒ飯塚メガソーラーの水路についての状況を確認されているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

大雨の際には現地のパトロールや市民の方からの連絡によりまして、状況確認を行っているところでございます。そのような中で、幸袋地区の水路に茶色の水が流れていたことを確認しましたので、農林振興課により県へ報告を行っております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

すごく心配されていて、実際に田んぼの中に泥水が入ったというような話も聞いております。また今後、長期間雨が降るということも予想されますが、幸袋地区の田畑への対応はどのようにされるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

幸袋地区の大雨の対応につきましては、農林振興課を通して、県から施工業者に注意喚起をしていただくことになると考えております。またあわせて、農区の方にも大雨時の取水口の取り扱いにつきまして、農区長に連絡するなどの対応をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

ぜひ、お願いいたします。この工事のスケジュールがもともと6月で終わっていたと思いますが、まだまだ終わっていない状況ですが、業者や県と情報を共有されているならお示してください。

○議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

工事の今後のスケジュールにつきましては、福岡県を通じ確認しているところでございますが、現段階では年内の完了に向け、実施しているということでございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

はっきりした返事ができないとは思いますが、まだ後がありますので、ぜひ県としっかり共有していただきたいと思います。

私、きのう、ラジオのニュースを聞いておりましたら、たまたま経済産業省が太陽光パネルの設置状況について、チェック体制を強化するというようなことが言われておりました。太陽光パネルの設置状況を全国の自治体に提供し、チェック体制を強化することなので、ぜひ、国や県の動きを注視しながら、しっかりと連携して住民の暮らしを守るようお願いいたします。以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。24番 平山 悟議員の発言を許します。24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

通告に従い一般質問をいたします。新飯塚市は平成18年4月に1市4町が対等という立場で合併をしました。早いもので、およそ14年半が経過しました。合併当時は40の合併協定項目及び1332の合併協議項目を審議し、よりよい新飯塚市を構築しようと頑張ってきたと思います。その中で、飯塚地区では中心市街地活性化のための取り組みを中心にどのようなハード事業・ソフト事業を実施してきたのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

飯塚地区におきましては、拠点連携型の都市づくりの中核となります中心拠点におきまして、平成24年3月29日に中心市街地活性化基本計画の認定を受け、平成24年度から28年度の5カ年で事業を実施してまいりました。

具体的には、ハード事業といたしまして、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業としてバスターミナル周辺の再開発を、ダイマル跡地事業地区再生事業といたしまして、健幸プラザを含みますコミュニティ機能を持つ拠点の整備を、そして飯塚本町東地区整備事業といたしまして、商業の再編と定住促進を図るための土地区画整理事業や、街なか子育てひろばの整備などを実施いたしております。

続きまして、ソフト事業といたしましては、中心市街地のまちづくりや商業の活性化を進めていくためのタウンマネージャーを配置するほか、空き店舗への集客力ある店舗の誘致、そして健幸を実感できる商店街を目指して、スロージョギングや健康教室の開催などを行ってまいっております。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

それでは、飯塚地区以外の旧4町の各地域では、集落の維持及び活性化のための買い物支援、公共交通、まちづくり協議会の取り組み等を含め、どのようなハード事業・ソフト事業が実施されてきたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

これまで穂波、筑穂、庄内、颯田の各地区におきまして行ってまいりました主な事業を、まずハード事業から紹介をさせていただきます。まず穂波地区では、学校再編によりまず穂波東小中一貫校の整備や、子育て支援センターを交流センター内に整備するなど行ってまいりました。また、筑穂地区におきましては、筑穂ふれあい交流センターを筑穂支所内に整備するほか、筑穂体育館やサンビレッジ茜の施設改修などを行っております。庄内地区では、筑豊ハイテニスコート の整備やリトリートの建設、また、庄内生活体験学校の改修などを行いました。颯田地区では、小中一貫校颯田校に公民館、図書館及び児童館を併設した複合化施設を整備するほか、颯田保育園の整備事業、颯田支所の移転整備などを行っております。なお、颯田病院や養護老人ホームのように民間事業者との協議、調整を重ね、建てかえが実現できた施設もございました。

次に、ソフト面についてでございますが、こちらは4地区とも同様の取り組みといたしまして、コミュニティ交通に関しては、合併後、そのあり方の見直しを繰り返しまして、平成24年度からは、現在の形態でコミュニティバスと予約乗合タクシーの併用運行を実施いたしております。また、買い物の支援の一環といたしましては、まちづくり協議会が実施する買物ワゴン運行の支

援などを行うほか、産業まつりや夏祭りの開催など地域のにぎわいを創出するための事業に対する支援などを行ってまいりました。加えまして、筑穂地区では、庁舎に設置したふれあいカフェの運営に対する支援や、颯田地区では、市外局番の統一化に向けた取り組みなどを実施してまいりました。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

合併後、住みやすい地域づくりのため、合併時の自治体の単位ごとにそれぞれ手厚いハード事業・ソフト事業に取り組んでいただいているのに、筑穂地域は過疎地域指定の延長、また、颯田地区は新たに過疎地域に指定されるというふうに聞いております。私は、颯田地域に市内で最初に小中一貫校が開校され、民間事業者との協議の上、颯田病院や養護老人ホームができ、医療・福祉の拠点もでき、国道200号バイパスも通っております。颯田地区においては、本当に、合併して、新市においては北の玄関口として発展していくものと思っておりました。今定例会において、颯田地区を含む過疎計画が上程されていますが、今後、この過疎債を活用し、積極的に両地域の活性化に取り組んでいただくよう強く要望いたします。

また、一般質問において再三お願いをさせていただいておりました颯田地区の市外局番変更につきましては、総務省は令和2年11月25日に、福岡県飯塚市における固定電話の市外局番の統一化に伴い、西日本電信電話株式会社及びソフトバンク株式会社が使用する電気通信番号を新たに指定し、電気通信番号使用計画の変更を認定したとのことで、NTT西日本の設備改修を経て、令和3年10月1日から加入電話等の市外局番の切りかえが行われ、飯塚市全体で統一した市外局番となる予定となっています。

今回の市外局番統一によって、医療・福祉の場面では、緊急時などの連絡体制がスムーズになり、支援が必要な人に迅速な対応がとれるようになります。また商工業の場面では、市内事業所間の連絡において通信経費が軽減され、事業所立地の格差解消につながります。このように、市外局番の統一は颯田地域の住民の利便性向上にとどまらず、市内全域の住民の暮らしやすさの向上や飯塚市全体の経済の活性化につながるものだと思います。片峯市長、この件につきまして、本当にご尽力ありがとうございました。

飯塚市は、平成30年西日本豪雨により甚大な被害にあっており、被災箇所は筑穂地域において、道路22カ所、河川12カ所の計34カ所、颯田地区においては、道路9カ所、河川2カ所の計11カ所であったと聞いております。また、被害にあった庄司川改修に36億円、庄内川改修については16億円計上されておりますが、まだ具体的な工事には着手しておりません。そのような中、本年8月には、飯塚市に土砂災害警戒情報及び大雨洪水警報が出され、颯田地区では河川堤防の決壊等はなかったと聞いておりますが、大雨時にたびたび浸水する道路や側道は、今回も通行どめになっていました。生活排水路や農業用水路の整備はいまだに進んでいないと指摘します。道路冠水を初めとする各地域の内水氾濫の軽減が図られるように整備、改善を進めていただきたいと思いますが、どのようなお考えですか、答弁をお願いします。

○議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

質問議員がおっしゃっている道路は下勢田地区の市道御徳・烏尾線の一部と、そこに接道する市道部分だと思いますが、道路冠水の現状は確認し、把握をしております。道路冠水の要因としては、地質が軟弱なために交通等の荷重により道路高が低くなり、大雨洪水時には冠水しているものと思われます。これらを解消するためには、詳細な調査等を実施し、可能な改善対策を図っていく必要があると考えております。また、同地区の生活排水路や農業用水路による浸水被害につきましても、地域住民の方が安心・安全に生活が送れますように、県施工で実施しており

ます県道小竹・穎田線の整備後の計画高に合わせまして、年次的な整備に取り組む必要があると考えております。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

今後も度重なる豪雨等によって、再び甚大な被害に見舞われることも想定されます。河川の改修だけではなく、早急に具体的な内水氾濫対策と並行して、浸水対策事業を進めていただくことを強く要望しまして、この質問は終わります。

6月議会において、福岡県で第5波が来たときは、飯塚市民の病状の経過を保健所任せにせず、市として状況把握を行い、全国的にも入院病床が不足している状況の中で、自宅療養で病状が急激に悪化して亡くなる方がいなくなるよう、しっかりと状況把握をしてほしいというふうに申し上げてきました。全国各地で新型コロナウイルスの感染急拡大、第5波が進み、医療崩壊とも言われております。福岡県は酸素投与ステーションを新設すると発表しましたが、一刻も早く新設し、また、抗体カクテル療法等も同時にできるよう、福岡県に強く要望していただきたいと思っておりますが、どのように考えておりますか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

酸素投与ステーション、それから抗体カクテル療法について、最初に福岡県が今どういう状況なのかということについてご説明いたします。8月に入り、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加し、宿泊療養施設への入所または自宅待機されている方も増加しております。そのため、福岡県では今後、病床使用率が増加し、入院が必要な方の入院調整に時間がかかることも想定されることから、8月31日に1カ所、酸素投与ステーションを設置し、保健所、消防からの依頼を受け、一時的に自宅待機者を受け入れております。設置場所につきましては、非公表となっております。体制については、医師が1名、看護師4名というような体制で設置されております。

また、抗体カクテル療法につきましては、入院施設及び宿泊療養施設に入られている方で、基礎疾患等の重症リスク因子を有する方を対象に、これは全国に先駆けてでございますが、8月16日より福岡県のほうでは実施されております。ともに重症化対策に有効との判断のもと、福岡県は医師会と連携して取り組んでいただいておりますので、本市といたしましても場所の確保など、連携できるところがあれば、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、自宅待機者への市の対応といたしましては、陽性となった方が単身で自宅待機となり、本人が希望された場合は、食料の配送を保健所からの情報提供により行う体制を整備しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

政府は、新型コロナウイルスの軽症者などに使用できる抗体カクテル療法を宿泊療養施設で投与していく方針を打ち出していますが、実際の患者数としては、宿泊療養している患者よりも自宅療養している患者のほうが多いと聞いております。宿泊療養施設の患者については抗体カクテル療法を実施する方針ですが、自宅療養を行っている患者に対しては、どのようになるのですか。

○議長（松延隆俊）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

抗体カクテル療法につきましては、現在入院されている軽症・中等症の方に投与されております。重症化を防ぐ高い効果が認められており、先ほども答弁いたしましたが、宿泊療養施設にお

いて投与を開始しているというところがございます。政府の方針、これは8月25日の対処方針の中で示されておりますが、この抗体カクテル療法を入院だけではなく、外来でも投与していくという方針を示されております。報道によるところでございますが、こういう国の方針を受けて、福岡県医師会は外来での投与の試行実施をするため、準備を進めるということでございます。

○議長（松延隆俊）

24番 平山 悟議員。

○24番（平山 悟）

大変難しい問題ではありますけれど、現在の感染者の年代を見てみると、10代から40代までの比較的若い世代の感染者が非常に多くなっております。若い年代に対する啓発をもっとするべきだと考えております。そして、国に対するワクチンの供給も本当に早くしてもらいますように要望してください。お願いしておきます。

また、国や県だけに任せていても、厳しい状況は変わっていかないと思います。自宅療養中に亡くなる方もふえてきており、一例を挙げますと、自宅療養中に父親が亡くなり、母親も重症化したため入院し、残された子どもたちは祖父母に預けられるという胸が締めつけられるような事態も起こっております。私としましては、市独自の対策を何か検討してほしいと考えておりますが、特に自宅療養者に対する支援について、いろいろな知恵を出して検討してもらいたいと思っております。

新聞報道によりますと、神奈川県や群馬県など13都道府県では市町村に療養者情報を提供し、自宅療養者への生活支援や電話による体調確認を行っているようです。残念ながら、福岡県はこの中には含まれておりません。個人情報取り扱いは慎重に行われることは当然ですが、慎重に取り扱うことで、療養者情報の提供を受け、支援を行っていくことは可能であるということでもあります。今、私が申し上げたことを、県に対して強く要望することをお願いいたしまして、本日の私の一般質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

これをもちまして一般質問を終結いたします。

以上をもちまして本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前12時00分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	松延隆俊	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	守光博正
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石 松 美 久

議会事務局次長 太 田 智 広

議事総務係長 今 住 武 史

書 記 宮 山 哲 明

議事調査係長 淵 上 憲 隆

書 記 安 藤 良

書 記 伊 藤 拓 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 久 世 賢 治

教 育 長 武 井 政 一

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 久 原 美 保

市民協働部長 久 家 勝 行

経 済 部 長 長 谷 川 司

福 祉 部 長 渡 部 淳 二

都市建設部長 堀 江 勝 美

教 育 部 長 二 石 記 人

福 祉 部 次 長 長 尾 恵 美 子

都市建設部次長 中 村 洋 一